

2 開庁時間と電話受付時間の変更について

1 日本一働きやすい市役所を目指して

- ❖ 舞鶴市は「日本一働きやすい市役所」を目指し、働き方改革を実施
- ❖ 労働人口の減少や市民ニーズの多様化に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供することを目的としている

2 これまでの取組と今後の計画

令和5年度：軽装勤務の通年化、木曜日のパソコン強制シャットダウン
(令和5年10月～)

令和6年度：パソコン環境の刷新、時差出勤制度、カスタマーハラスメント
対策、メンタルヘルス対策(令和7年2月～)

令和7年度：開庁時間と電話受付時間の変更(令和8年1月13日(火)～)

2 開庁時間と電話受付時間の変更について

変更の目的

- ❖ 行政手続きのデジタル化や、新たな政策立案に取り組む時間の確保
- ❖ 新しい専門知識の習得や職員同士が協議する時間の確保
- ❖ 受付時間前後の事務処理の時間の確保

→より質の高い・持続可能な行政サービスの提供が可能となる

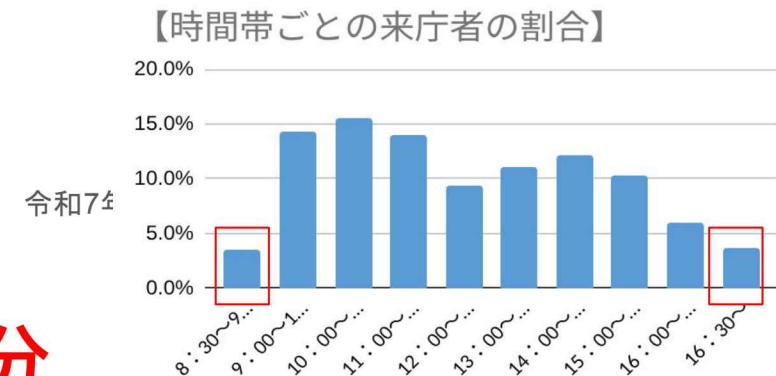
変更日 **令和8年1月13日（火）～**

変更後の開庁時間と電話受付時間

変更前：午前8時30分～午後5時15分

変更後：午前9時00分～午後4時30分

- 市民への影響を最小限に抑えるため、比較的用户の少ない朝夕の時間帯の合計1時間15分を短縮



2 開庁時間と電話受付時間の変更について

対象施設

- ・市役所本庁、西支所、加佐分室
- ・中総合会館（保健センター、こども家庭センター）

※このほか、中・南公民館、大浦・城南会館での一部の行政サービスも変更の対象となります。

市民への周知

- ・広報まいづる（10月号、令和8年1月号）
 - ・市公式ホームページ、メール配信サービス、公式LINE
 - ・自治会回覧板
 - ・来庁者への窓口での説明 など
- 庁内での掲示物で告知するとともに、変更する日の3か月前から広報紙やSNS等で情報発信を実施



2 開庁時間と電話受付時間の変更について

市民サービスの利便性向上

- ❖ 窓口にお越しいただかなくてもできる手続き
 - ・住民票、課税証明書等のコンビニ交付
 - ・各種手続きのオンライン申請（転出手続き、乳幼児健康診査予約など）
 - ・市税、保険料のキャッシュレス決済 など



➤ これらの市民サービスをPRするとともに、さらなる利便性向上に取り組む

※時間外窓口（市民課のみ、毎週水曜日、午後7時まで）は引き続き利用可能

※緊急の場合は、代表電話（☎62-2300）へ

問い合わせ先					
事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
開庁時間と電話受付時間の変更について	人事課	山本 末永	66-1066	62-5099	jinji@ city.maizuru.lg.jp